第2回むつ市地域福祉計画策定委員会 会議録

開催日時 令和5年12月14日(木)午前10時00分~午前11時25分

開催場所 市役所本庁舎大会議室B

出席委員

会場出席

菊池三千郎副委員長、遠藤雪夫副委員長、金子和子委員、赤松靖委員、佐々木泰心委員、 佐藤充委員、折舘博委員、村中祐美子委員、永井信孝委員、

WEB出席

宮本雅央委員長

欠席委員

佐藤慶一委員、坂部啓二委員、布施俊藏委員、二本栁裕子委員、成田豊委員

1.開会

2. 委員長あいさつ

皆さんおはようございます。

まずは出席遅れてしまい申し訳ありませんでした。

貴重なお時間いただいているにもかかわらず、遅くなりましたことをお詫びいたします。

今回で第2回目ということで、地域福祉計画の素案が示されて、本格的に中身の議論と詰めの作業の方針を今回の策定委員会で決めることになるというふうに認識しておりますので、 是非皆様方から忌憚ないご意見、たくさん頂ければというふうに思っております。どうぞよろしく お願いいたします。以上です。

3. 議題

◎宮本委員長

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日の議題は、第1号 むつ市第2期地域福祉計画(素案)について、第2号 パブリック コメントの実施について、第3号 今後のスケジュールについて の3つです。

議事の進行につきましては、皆さんのご協力をどうぞよろしくお願いします。発言される方は、 挙手の上、お名前をお願いします。また、マイクを使用してご発言いただきたいと思いますのでよ ろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題第1号 むつ市第2期地域福祉計画(素案)についてです。

事務局から説明をお願いします。

◆事務局(武市)

改めまして、事務局の武市です。よろしくお願いいたします。失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

では、議題第1号について、ご説明いたします。

資料は、11月下旬に送付した、むつ市第2期地域福祉計画(素案)となります。

資料の1ページ目をお開きください。

第1章は、計画策定の背景や、計画の位置付け、計画期間について記載しています。

資料の8ページ目をお開きください。

むつ市第2期地域福祉計画は「むつ市総合経営計画」を最上位計画とした健康・福祉分野における上位計画となっております。また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含することとしています。

次に、I3ページをお開きください。

第2章は、地域を取り巻く現状・課題について記載しております。

むつ市の総人口は減少傾向が続いており、核家族化、小家族化が進んでいます。

| 4ページ、| 5ページをお開きください。

年齢別の人口の推移は、各世代において減少傾向となっています。

また、高齢者(65歳以上)のいる世帯は、一般世帯の49.5%を占めており、その中でも、高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦世帯の割合が高くなっております。

次に、28ページをお開きください。

アンケート調査の結果を記載しております。

市民向けアンケートは、2,000名に配布し754通の回答をいただき、回収率は37.7%、中高生向けのアンケートは、844名に配布し、731通の回答をいただき、回収率は86.6%、町内会向けのアンケートは、161町内会に配布し、135通の回答をいただき、回収率は83.9%、福祉団体等のアンケートは、143団体に配布し、103通の回答をいただき、回収率は72%となっております。

また、48ページから57ページにかけて、田名部地区、大湊地区、川内地区、大畑地区、脇野 沢地区に分けて、各地域の状況を新たに掲載しております。

前回の策定委員会において、地域の皆さんや福祉系のサービス団体にヒアリング等を行い、 市内各地域の特徴を踏まえた重点的な取り組みを明記することというご意見がありましたが、 ヒアリングの対象者や対象事業所、ヒアリング内容、日程などを検討し、予算の補正や契約の 変更を行い、ヒアリングを実施するとなりますと、スケジュールを考えたとき、今回の計画では難 しいと判断しまして、検討委員会で事務局の意見を報告しました。

また、検討委員会において、把握している地域ごとの課題についての情報提供をお願いしましたが、特にございませんでした。

そのため、先ほど申し上げましたが、今回の計画には地域ごとの状況を新たに掲載しております。次の計画に向けて、情報収集の方法を含め検討してまいります。

次に、58ページをお開きください。

61ページに掛けまして、第1期計画各施策における主な取り組み状況を記載しております。 次に、62ページをお開きください。

アンケートの結果等から見えてきた課題等について記載されており、

- (1)地域の絆の再構築
- (2)地域活動・ボランティア活動の推進
- (3)包括的な支援体制の構築・強化
- (4)権利擁護の推進
- (5) 安心して暮らせるまちづくり
- (6) 必要な人に届く情報発信とサービスの提供

とした6項目を課題とし、今後取り組んでいくことになります。

次に、67ページをお開きください。

「第3章 計画の基本的な考え方」についてですが、基本理念及び基本目標は前回と変わりありません。

75ページをお開きください。

「3.施策の体系」ですが、施策5 地域の防犯力の向上に再犯防止計画を含めます。

施策のIOは「生きがいのある生活への支援」から「子ども・子育て支援と生きがいのある生活」へ変更しました。施策のI4 権利擁護と見守りの体制に成年後見制度利用促進計画を含めました。

76ページをお開きください。

76ページから79ページの基本目標に成果目標を追加しました。

ここで、修正があります。78ページの基本目標3の成果目標、自殺死亡率を削除させていただきます。

令和3年度のむつ市の自殺死亡率や全国の自殺死亡率を参考に目標値を設定しましたが、 令和6年度に自殺対策計画の見直しがあり、令和4年、令和5年の自殺死亡率を参考に目標 値の見直しを行うことになります。自殺対策計画との整合性がとれなくなるため、今回の成果目 標の項目から削除することにいたします。

また、前回の策定委員会で、活動の実績や取組数など具体的な目標を取り入れてはどうかというご意見がありましたが、活動の指標は各個別計画で設定されていることから、地域福祉計画では、活動や取り組みを行った結果として、市民の意識の変化を目標値に設定しました。次に、83ページをお開きください。

「第4章 施策の展開」ですが、83ページから119ページにかけて、「施策の体系」で示した 各基本目標並びに関連施策、施策ごとの「個人や地域にできること」「団体等にできること」 「市の取り組み」を記載しています。

前回の策定委員会で、関連部署の明記についてご意見がありましたが、来年度組織改革が行われることや、その後も部署名が変更となる可能性があるため、記載しないこととしました。 93ページをお開きください。

今回新たに、計画に含めました「再犯防止推進計画」について記載しています。

再犯者の中には、福祉的な課題を抱え、支援を必要とする人もいることを踏まえ、包含する形で掲載しました。

次に、113ページをお開きください。

成年後見制度利用促進計画について記載しています。

令和3年度に策定された、むつ市地域福祉計画中間評価及び見直し報告書において、令和6年度から地域福祉計画に位置付けていくこととしておりましたので、包含する形で掲載しております。

次に、123ページをお開きください。

「第5章 計画の推進」ですが、前回計画と大きく変わるところはございません。

137ページ以降は、資料編として、策定委員会条例、策定委員名簿、策定検討委員会設置要綱、計画策定の経過、最後は用語解説となっておりますが、事業説明を掲載する予定です。 事務局からは以上です。

◎宮本委員長

素案について、事前に各委員からご意見やご質問をいただいておりますので、それについて 事務局から説明をお願いします。

◆事務局(武市)

事前にいただいたご意見ご質問それに対する回答を報告いたします。

会議資料の2、むつ市第2期地域福祉計画素案に対する意見一覧をご覧ください。

まず全体を通して、前回計画との変更点がわかる資料の作成をお願いしたい、という依頼がありましたので、会議資料 I 策定のポイント、現行計画からの主な変更点としてまとめました。後でご覧になっていただきたいと思います。

続きまして、前回の計画と比べて文字のサイズが小さいとのご指摘がありました。フォントをユニバーサルデザインのゴシックにし、サイズを I 2ポイントへ変更します。パブリックコメントの開始までに修正いたします。

また、もう少し文字部分にゆとりを持って見やすくできれば良いというご意見がありましたので、ページ数が多くならないよう、できる範囲で修正いたします。

続きまして、素案については全体的な構成が系統的、理論的でわかりやすい図解も入り、適切であると思われますというご意見がありました。

次に、素案の3ページをお開きください。

(3)地域共生社会についての部分で、文中2行目3行目と5行目7行目が同様の文章が使われていることに少し違和感を感じましたというご意見がありました。

5行目以降について、国は、のところからですが、「この地域共生社会の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が、我がこととして参画し、地域が丸ごと繋がり、包括的、重層的に支え合う支援体制の整備を推進しており、地域で暮らす誰もがそれぞれの立場で役割を持って、ともに支え合う社会の一員となることが期待されています。」というように修正いたします。

次に、23ページをお開きください。

図表2-15、認知症高齢者の推移の単位の部分ですが、人・%は、人で良いのではないかというご意見がありましたので修正いたします。

同じく、図表2-15の自立度 I、Ⅱの違いがわからないので、簡単な説明を入れてはどうかというご意見がありました。

3行目以降の部分について、「何らかの認知症を有するが、日常生活はほぼ自立している自立度 I の方は増加傾向、日常生活に支障をきたすような症状、行動が見られる自立度 II 以上の方は減少傾向となっています。」と修正いたします。

同じく23ページ、⑤障がい者(手帳保持者等)の部分ですが、知的障がい者・児は増加とありますが、むしろ精神障がい者・児の増加が見られるのですが、というご意見がありました。

4行目以降の部分について、「障がい別に見ると、精神障がい者は、増加が続いています。」 と修正いたします。

次に、59ページをお開きください。

第1期計画の振り返り、施策4 集いと憩いの地域社会の保全の部分になります。

「プラットフォームについての記載がありますが、ひきこもり対策として価値のある取り組みだと考えます。可能であれば、具体的にどういった支援に繋がったかご教示いただきたい。」というご意見がありました。

プラットフォームに参加されることで、前向きな気持ちになり、就労支援機関への相談に繋がった後、就職および自立に至ったケースや、青森しあわせネットワークによる就労体験の利用に至ったケースがあります。

続きまして、61ページをお開きください。

施策目標5、安心のあるまちづくりに下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会、第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョンとありますが、どのようなものかわかりづらいので、説明を加えていただきたいというご意見がありました。

施策15の8行目について、修正いたします。

「むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村で構成される、下北圏域定住自立圏の活性化を図るための取り組みをまとめた第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョンの修正および事業の評価を実施しました。修正、評価にあたっては、各年において、下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を実施し、事業の見直し、新規策定等を行っています。」

次に62ページをお開きください。

地域福祉に係る課題、方向性の整理の部分で、全文章に半角のズレが見られるというご指摘がありましたので修正いたします。

次のページをお開きください。

67ページ、第3章、計画の基本的な考え方につきまして、「地域福祉の推進のための基本的考え方、自助、互助、共助、公助の意識を高め、共生社会の実現を目指すに大賛成です。アンケート結果を踏まえ、自助互助への更なる支援、具体的策はどのように考えているか」というご質問がありました。

地域福祉計画は、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものであることから、基本目標を達成するために各部署で様々な施策を展開していくものと認識しております。また、具体的な取り組みなどは、各分野の計画で示されることになります。

続きまして、素案の73ページをお開きください。

むつ市社会福祉協議会圏域の部分について、支部とありますが、支所が正しいというご指摘が ありましたので修正いたします。

次に76ページをお開きください。

第3章、計画の基本的な考え方、「基本目標 I から5の各目標値が設定されていますが根拠があればご教示いただきたい」というご質問と「各基本目標の成果目標に目標値が設定されていますが、人数にすると目標値としては少ない感じがします。この目標値はどのような基準で設定されたか、安易に2%から3%の範囲で設定されたのであれば、もう少し高い目標を設定しても良いのではないでしょうか」というご意見をいただきました。

成果目標として設定したアンケート結果と平成30年に実施したアンケート結果を比べ、最大 4.8ポイント増加していたことから、5年間の目安を約5ポイント増に設定しました。

また、メタボリックシンドローム該当者および予備群者数の令和8年度目標値は、総合経営計画に設定している目標値となっており、毎年0.5ポイント減を目標としていることから、令和10年度は令和8年度より1ポイント減の30.3%に設定しております。

77ページの基本目標2参加と居場所づくりのII行目につきまして、「基本目標を掲げ、成果目標があり、推進の目安となります。参加と居場所づくりはとても重要な項目と考えますが、文中の中に自由に参加できる居場所づくりを通じてとありますが、もう少し具体的にあるといいと思います」というご意見をいただきました。「そこで、コミュニティセンターや公民館などを活用した居場所づくり、日常生活における地域の交流などを通じて、子供や高齢者、障害のある人などへの見守りや声かけなど」というように修正をしたいと思います。

次のページをお開きください。

素案の83ページをお開きください。

第4章施策の展開、施策 I 地域を担う人材の育成の部分につきまして、「団体等にできることの中に、「学校において福祉関係の講座を開催し、福祉に関する教育を推進しましょう」という記述がありますが、これまで学校では、例えば施設訪問など、各校の実情に応じて取り組んでいます。コロナの影響で、制限せざるを得なかった活動が今後徐々に行われてくることも予測されるので、幅広に捉えられるように、「学校において、福祉関係の講座を開催するなど、福祉に関する教育を推進しましょう」としてはどうか。」というご意見がありました。こちらはご意見の通り修正いたします。

次に87ページをお開きください。

施策の3、情報発信、情報共有、情報の適正管理の仕組みづくりにつきまして、「福祉情報は、パソコン、スマホ、ホームページ等でも情報発信しているが、市の広報紙が最も多く見られている。市の広報紙の役割の重要さと市民にとって大切なものであることを意識し、今後、ページ数を増やし、月のイベント等も含め、内容、字の大きさ等々に考慮し、発行の継続をお願いし

たい」というご意見がありました。

広報紙のページ数の増加については、経費の増加に繋がることから、最小の経費で最大の効果を発揮しなければならないという自治体経営の原則を踏まえ、また内容や文字の大きさについては、他自治体の広報紙等を日々調査研究し、効率的、効果的な広報に努めてまいります。

次のページをお開きください。

素案の98ページをお開きください。

施策の7、地域活動の保全と交流の促進につきまして、「地域交流の基盤となる町内会やコミュニティ活動への支援として、町内会加入の促進、方策を探りたいと考える。むつ市転入時に、町内会の活動、ごみ集積、広報、防犯、防災等での繋がりを説明したり、不動産業者と連携し、加入促進に結びつけて行けないだろうか」というご意見がありました。

転入時の手続きといたしましては、転入から14日以内に転入届の提出が必要となる他、マイナンバーカードの住所変更や、印鑑登録の新規登録、国民健康保険や介護保険の住所変更、保育園の入園手続きや転校手続き等、複数課に赴いての手続きが必要となります。

手続き完了までには相当の時間を要し、転入者が多くなる4月はさらに時間を要することになります。また、住所変更手続き後は、警察署での運転免許証や金融機関での住所変更手続き等も必要となり、多忙を極めることが推測されます。

それらの理由から、市では、転入届提出時に転入者が時間的な余裕がある際にご確認いた だけるようパンフレットをお配りし、町内会活動を周知するとともに、加入を勧めております。

なお、外部民間事業者、不動産業者様との連携につきましては難しいと考えておりますが、むつ市公式LINEにより町内会加入受付を行うなど、便利で効率的な加入促進方法につきましては継続的に研究してまいりたいと考えております。

次に99ページ、施策の8、健やかであるための生活習慣づくりにつきまして、「各種健診、予防接種、食栄養事業等々、市民の中に定着している。そのような具体的取り組みは、他の施策の道しるべとなっている。個別への郵送や伝達方法、健康カレンダーが効果的ではないか」というご意見がありました。

どのような周知方法が効果的であるか検討しながら事業等を進めてまいりたいと思います。 次に素案の107ページをお開きください。

施策12、総合的な相談機能の整備につきまして、「様々な相談事業が実施されているが、相談窓口や相談場所、電話番号等の一覧を家庭に掲示できるようなパンフレットを全戸配布するなど、年に一度、印刷物での周知活用を考えられないか」というご意見がありました。

現在このような一覧の作成は予定しておりませんが、むつ市では、むつ市民便利帳を作成し、各種相談窓口および問い合わせ先をお知らせしておりますので、ご活用いただきたいと思います。

次のページをお開きください。

素案の117ページをお開き願います。

施策の15、暮らしやすいまちづくりにつきまして、「現在、大湊上町、宇田町にかけて、融雪工

事が行われており、大変不自由な生活です。下通り(浜通り)に面した住民は1人暮らしの高齢者が多く、これから先、空き家が増えていくのに工事の見直しをせず、計画通りに推し進めることは本当に必要か。対象地域の住民にアンケートをとるなど、意見を聞いてみてはどうか。ただ、道路は傷んでパッチワークのような舗装になっているので、直してほしい」というご意見がありました。

市道浜通り線の融雪溝整備事業につきましてはご意見の通り、過去に要望された時期より 世帯数が減っている事実はございますが、官民一体の冬期間の交通確保のための融雪溝は 必要なものと認識しております。また、ご要望にありました舗装の補修につきましては、側溝整備 に合わせまして、全面での打ち換えを予定しております。

同じく施策 I 5につきまして、「大湊浜町から宇田町にかけての下通り(浜通り)に交通手段がない。タクシーは思い通りにつかまらず、バスでは買い物帰りの手荷物があるため、坂を下るのが大変。高齢者には自宅を通る交通手段の実現が急務」というご意見がありました。

市内交通空白地における交通手段の確保につきましては、路線バス事業者間の連携による循環バス路線の構築や、タクシーの利活用、バス事業者相互の接続を考慮したダイヤ、ルートの調整など、まちの変化に合わせた公共交通網の形成など、地域の状況に合わせた交通手段の確保について検討してまいります。また頂戴しましたご意見につきましては、地域の道路事情も考慮し検討してまいります。

次に127ページをお開きください。

ライフステージの別の地域福祉参加活動につきまして、「市の取り組みにおいて実施している、或いはこれから実施する事業名を記載すれば、より周知PRになると思います。またその事業についても、評価、進捗状況を把握し、充実した事業成果となるよう期待します」というご意見がありました。

第4章施策の展開をライフステージ別、年齢段階に再構築したものとなっており、第4章に記載している各施策の関連事業等を実施し、評価することになります。

最後にその他のご意見といたしまして、「アンケート調査報告書速報について、集約集計分析が適切であると思われました」というご意見をいただきました。

事務局からは以上です。

◎宮本委員長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明を受けて、何かご意見ご質問等ありますでしょうか。 ある方は挙手をお願いいたします。

◎遠藤副委員長

社会福祉協議会の遠藤と申します。

今ご説明いただきまして、ありがとうございます。

それでですね、社会福祉協議会報告みたいなことになるんですけど、社会福祉協議会では、

いわゆる子どもの居場所作り、子ども食堂、このあいだの厚生労働省なんかそういう指針がありましたけども、子ども食堂も立派な居場所作りの一環となるわけですよ。

それで、社協では市内3ヶ所の子ども食堂をやってる所に助成金を出して、何とか、飯食うだけじゃなくて、終わったら子どもたち遊ばせて、1ヶ所は中学生高校生が来て勉強まで教えてるっていう話は聞いております。

大まかに見るのが主要施策ですけども、我々できる範囲でそういうこともやっておりますので、ご理解いただきたい。

それからもうひとつ、交通手段の確保 (浜町通り) ということですが、社協では、高齢者や身体障がい者のために大湊浜町町内会のご協力を得て、除雪、道路の除雪じゃないですよ、ブルが置いてった雪とか、屋根から落ちた雪の後片付けとか、そういうのをやりませんかという話を浜町町内会さんにしましたら乗ってくれまして、現在12人、人を確保して、1人1件でその対応に当たるということであります。ということで、うちのほうではモデル事業ということでやってるんで、これはこう手を広げて、そんなに10ヶ所20ヶ所にもなれば、我が方ではできない。あくまでも町内会のご理解のもとに進めているということで、道具は全部のうちの方で準備してやっております。

だから、モデル事業ですので、この結果を見て、どういう結果になるのか、良ければ市の方に も、その結果を報告していきたいと思っております。

たまたま子ども食堂の件には、山本市長にお話したら、ありがとうございますという言葉をいただきました。以上でございます。

◎宮本委員長

ありがとうございます。

事務局の方からコメントしますか。

◆中村福祉部長

福祉部長の中村と申します。

遠藤さんのところには市政各般にわたり、ご協力いつもありがとうございます。大変感謝しております。

子ども食堂につきましても先般お話いただいたところでありまして、むつ市としても何らかの 形で積極的に関わっていく必要があろうかと考えてございます。

そしてまた除雪、雪の件ですけれども、これはですね実は、国からですね計画を策定すると補助金が出るっていう制度が示されておりまして、実際これから着手の予定でございます。

ただし、ただお金だけいただいて、お金だけ社協さんの方にお渡しするとかっていうことだけでは、ただ単純に解決はしない、担う方たちもいらっしゃらなければいけないという部分がありますので、そういったの人材確保ですとか、そういった部分も含めて、これから検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎遠藤副委員長

ひとつ申し上げるのを忘れました。

これも除雪の件、市長にお話ししましたら、たまたま会っての話ですけど、市長にお話ししたら、今部長がお話したような補助事業も確かあるはずだという話を聞きましたんで、できるのであれば、ひとつお願いしたいなと思っております。よろしくお願いします。

◎宮本委員長

ありがとうございます。

ちなみになんですけれども、他の自治体の地域福祉計画をみると、その具体的に、既にタッグ を組んでいる団体、例えば今の話であれば社協とか、との連携でこういう事業をどんどん進め ていきますというふうに明記している場合もあるんですね。

で、今お話しいただいたように重要な役割を担っている、でまた今後5年間でも、まあどうなるかわかんない部分はあると思うんですけども、確実にその市と社協と連携をしていくというのを市政としてみせるために計画に明記するということも選択肢のひとつとしてはあるんですが、そのあたり、事務局の方では、どうですか、何かお考えとかありますか。特に予定してなければ、予定してませんでいいんですけど。

◆事務(松山)

福祉政策課長の松山と申します。

今回予定は特にしていなかったんですけども、今後、そういう他市の事例も見ながらですね、 連携して行くっていう明記も含めて検討してまいりたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

◎宮本委員長

前回の関係部署を明らかにしたらいいんじゃないか、っていうのと同じように、市民の皆さんに市がこれをやってる、社協がこれをやってるではなくて、実は一緒になってちゃんとやってるんだよっていうのを、お示しするのも大事なこの計画の役割だったりすると思うんです。ですので、できれば私はどちらかというと、きちんと明らかにしてお示しする方がいいかなと思ってる方なんですけども、今後、見直しですとか評価をしていく時に、やっぱり市はこういう団体と一緒にやってるんだっていうのが、なんていうんですか、固定化することはないと思うんですけれども、継続するようであれば、もう計画に位置付けてしまうというのは、取り組みもわかりやすくなると思いますので、そのあたりの工夫は今後ご検討いただきたいなというふうに思います。

他にご意見ご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか

◎赤松委員

赤松です。すいません、私、出欠連絡出すときにちょっと意見の方、間に合わなくて全く出してなかったんですけれども、ちょっとここ」週間ぐらいしっかり読み込んで、いろいろ確認したいこと

とか、皆さんと議論したいところっていうのがありましたので、ちょっとそこを発言させてもらって、 皆さんと議論して反映させれればなと、一市民の意見として、思うのでお願いしたいなと思いま す。

それで、まず最初になんですけど、前回の策定委員会のときに、アンケート結果、じゃなくてアンケートの内容について議論したと思うんですけれども、その場で、たった今の委員長の発言みたいに、その場でこうした方がいいので検討してくださいっていう委員長からの意見が結構出たんですけれども、その反映がちょっとアンケートの方になかなか確認できなくて、検討だけで終わってるなっていうのがあって、っていうのがありました。

今回は多分、この2時間の話の中で、検討してくださいっていうこともいろいろ出ると思うんですけれども、その結果どうしたかっていうのをきちんとこちらに伝えてもらえればなと、事務局には望むところなんですけれども、それって可能なんですか。要はできなかったらできないっていうことを伝えて欲しいなって思うんですけど。

委員長的にはどうなんですかね。

◎宮本委員長

私はその経過、今回の委員からのご意見も含めて、議事録等も作ってもらって、公開されることになってると思うんですね、この議論の経過というのが。ですから、そのアンケート項目の変更についても、確認したいという委員のご意見があれば、たぶん事務局としては、対応していただくことになるのかなというふうには思いますが、事務局の方いかがでしょうか。

◎赤松委員

議事録にすら、ちょっとここで発言があった検討についての意見がちょっと確認できなかったのもあったりしたので、この場で回答を出さなくていいんですけれども、そこが私の一番の強い要望というか案件だと思うので、できなかったらできないで反映してもらえればいいかなと思います。

で、意見、意見一覧に対する意見なんですけれども、14番目、No.14の76ページにある所なんですけども、委員からの意見で各目標に目標値が設定されていますが、根拠があればご教示いただきたいと、私もこれ読んでですごい思いまして、要は、誰がこの成果目標を考えたのかなっていうのとか、どういう意味合いで考えたのかなっていう質問しようと思ってたんですけれども、回答を見ますと、前回実施の結果で最大4.8で、だいたい5%増にしましたってところだったんですけれども、これって全ての数値目標がこの通り、ただ5%にしたっていう所なんですかね。

◆事務局(松山)

はい、全て5%上げております。

◎赤松委員

ありがとうございます。

ただ数値だけ5%にしたっていう結果なんですけど、それってどうかなってすごい私は思うんですけど、委員の皆さんはどのように思いますかね。

◎宮本委員長

皆さんいかがですか。

◎佐藤委員

むつ市校長会の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

実は14書いたの私なんですけど、数値目標設定するのは全く問題ないと思うんですけど、最終的なゴール、5年先、10年先を見据えたときに、ここまでこの数値が変わってくれば、おそらく、むつ市全体の福祉に関する取り組みに、若干であっても変化がみられるんじゃないかなっていうふうな、そういうふうな意図のある数値目標だといいなっていう思いも込めて、書かせていただいておりましたが、おそらくその前回のアンケートと比べて、5が目指すべき数値としては妥当であるという判断で設定していただいたと思いますけれども、先ほどのご説明の中で、例えば総合経営計画で設定している目標値との整合性を持たせるためにというような説明がありましたので、その他の数値目標についても、逐一これこれこういうことでということは必要ないかもしれませんけれども、少なくと何年後にこういう姿になっているんだろうというふうなことを共有するための福祉計画だと思いますので、そういうふうなことで、もし市民の皆様から、何でこの数値なのって、いうふうに聞かれたときに説明できる、そういうようなことも必要になってくるのかなって考えております。以上です。

◎宮本委員長

ありがとうございます。

他の方ご意見いかがですか。

私からよろしいですか。計画のそもそも考え方として、目標の数値を示すことはとても大切なことだと思います。で、この根拠についての我々の議論についても、きちんと資料として残すということが大切だと思います。

もうひとつは目標値を設定するのであれば、それを達成するための行動目標というんでしょうかね、KPIとかKDIとかっていわれるんですけれども、それを達成するために何をするのかっていうのが明らかになってセットになっているのが、通りのいい、きちんとした目標の示し方だと思います。今回の地域福祉計画では、その施策が後ろの方に書かれているわけですよね。目標の数値とそれを推進するための施策が後ろの方にあるという構造になっています。

先ほど事務局の方の説明には、個別の様々な計画で事業案等を作成するので、この地域福祉の目標値は、人の気持ちの変化、意識の変化を取り上げるというふうにご説明いただいたと思います。であるならば、私としては、その施策がこの数値目標に関わる施策、行動目標がどこに書かれてるのかとか、施策のどれに繋がってるのかっていう対応関係がはっきりわからないと、単に目標の数値だけを掲げているだけの印象になってしまうのではないかなというふうに少

し心配しているところです。

例えば、これも別の自治体の計画になりますけれども、こういう目標数値、具体的策はこちらに繋がってますとか、もしくは個別の障がい福祉計画のこの部分に繋がりますとか、そういったような動線を引いている計画もあったりするんですね。ですので、目標があるならば、それを達成するための行動も併記した方がいいんじゃないのかなというふうには思っているんですが、その辺りと、この目標の数値設定について、ご意見で出たことに対して、事務局の方ではいかがでしょうか。

◆事務局(松山)

お答えいたします。

そうですね、やっぱり目標の設定をしたものの、どこを見ればいいのかっていうのが、ちょっと、 そうですね、わからなかったもんですから、そうですね、パブリックコメント等に示すまでにはちょっとそこは再検討させていただきたいと思っております。

◎宮本委員長

すぐ後ろに施策の展開ってあるんで、そこと目標がどう対応しているのかっていうのがわかれば、大分わかりやすさも違うかとは思います。

数値の設定についてはいいですかね、委員の皆さんもその説明で。

◎赤松委員

私、調べたというか、見たときに、自殺のところは削除されるっていうところだったんですけれども、自殺死亡率が、目標値として17っていうのはどうなのかなっていうところからいろいろ調べてみたんですけれども、むつの自殺の計画のところにも目標値が定められてて、それによれば令和8年度は13.0とかっていう個別計画の中で目標値っていうのが定められているってパターンが実際にあった例で、なので他のところも、障がいとか健康とか他のところの目標数字のところも個別計画で立てられてる目標数値と矛盾とか、相違とか、整合性が取れない場合もあるんじゃないかなって、まだ調べてないんですけども思ったんで、そこの洗い出しはしっかりしないと、要はこれを基にしてその個別計画も組んでいく計画になっていると思うので、数値目標を立てるんであれば、そのようにしてもらって、ただ5%ってことで、事務局で作ってたとしたら、まずはこれ関係部署というか個別計画策定するところにも一度見てもらって作った方がいいんじゃないかなっていうふうに私は思いました。個別計画の意見は、私は以上です。

◎赤松委員

意見を聞いて気になったところだったんですけど、18番目の第4章施策の展開っていうところで、委員からの意見がありました。

私じゃないですけども、この委員からの意見っていうのは、素案の44ページに、アンケート結果が載ってあって、この市の広報紙の活用というか、市の広報紙で情報を得ているっていうのは

突出して出ているっていうところを基にして意見が出てたと思うんですよ。

それに対するさっきの事務局の回答は、確かにその通りなんですけれども、この福祉計画にそのまま入れてもいい内容なんじゃないかなっていうふうにすごい私は思っていて、この意見を入れることによって、今度個別計画なり、広報の方で、この福祉計画を見て、実際アンケートの実績がある結果から、委員の人の意見としてあった意見を、広報で今度考えればいいと思うので、この場で各委員からの意見が出てるのに、回答の対応の理由で、入れないというよりは、もっと委員の意見を尊重していいんじゃないかなっていうのが思って、それは同じく次の19番もそう思ってて、町内会の危機意識っていうのは、毎回この策定委員会で出ることなので、アンケート結果からも、それが出ている、実績になってるので、こういう意見を福祉計画に入れるっていうのが筋なんじゃないかなと思うんですけれどもその辺どう考えてますかね。

◎宮本委員長

第4章の方に意見をいただいたことに関して、例えば広報紙を活用するぞとか、そういうことですよね。入れてみてはどうかという意見だったんですけれどもどうでしょうか。

◎事務局(松山)

貴重な意見ありがとうございます。

そちらもそうですね、パブリックコメントに載せる素案ですね、載せるまでに精査して、対応して、できるところは対応してまいりたいと思っております。

◎宮本委員長

アンケート結果こうでしたので、とかっていうのを施策の展開の方に入れるって、文章として起こすってのは、別に何も変なことではないと思うので、今の現状としてこうなのでというようなこと、広報紙ですとか、町内会加入促進ですとか、そういったようなことを明記するというのは、あってもいいのかなと私も思います。

その他委員の皆さんいかがですか。この件についてはよろしいですか。 他に何かご質問ご意見等ございますか。

◎赤松委員

83ページからの施策の展開について、今回からSDGs、関連するSDGsが挿入されているんですけれども、それを挿入した理由を伺いたいなと思います。

☆(株)ぎょうせい様

はい、では回答いたします。

おそらく皆様ご存知かなと思うんですけれども、SDGsということで基本的には世界的にも取り組んでいるということになりますが、そういった取り組みをですね、国規模だけではなくて、市町村規模でもできることからやっていこうということで、各個別計画も含めまして、市町村で策

定する計画にSDGsの取り組みを落とし込んでいくっていうようなことが他市町村でもなされておりまして、今回につきましても、こういった各施策が、市の、もちろん市の発展に寄与するっていうところはあるんですけれども、こういった取り組みがさらに世界的に見ても、SDGsの各目標に繋がっていくっていうのを視覚的にお示しするために、今回から付け加えさせていただいております。

◎赤松委員

ありがとうございます。

SDGsをつけることに対して反対とか全くないんですけれども、SDGsとは何かとか、この図解を見て何かってわかんない人もたくさんいると思ってて、実際じゃあその中身の説明とか、SDG sが掲げている17のゴールの内容は、なかなか、すっと皆さん出ないと思うので、参考資料として、1ページを使って、何で入れたかとか、今言ったように17のゴールの内容とかといったものを紹介するとSDGsのマークをみてもピンとこない市民にも伝わると思うので、1ページ入れてほしいなという意見でした。

次言ってもいいですか。

58ページからの振り返りについてなんですけれども、これ見たとき、すごい甘い印象を受けたんですけども、令和3年、前回の中間評価の時は、もっともっと詳しく各部署で行った事業に対する進捗を各部署が回答して評価して、それを私たちがまた評価検討するってことをして、それを反映させてたと思うんですけども、今回第1期の施策で掲げた取り組みに対する関連性とかも問題点とかもよくわからなくて、ただ部署で行った事業をやってるふうにしか見えないんですけど、そういうのがあるからだと思うんですけど、次に繋がる62ページからの地域福祉に係る課題・方向性の整理というところを読めば、第2章の取り巻く現状と課題、次の各アンケート結果からの課題しかなくて、行政、市の取り組みの反映が課題の所に全くない状況なんですけども、これってこれでいいんですかね。

◎宮本委員長

いかがですか

◆事務局(松山)

はい、すいません、ちょっとそれについては今ちょっと答えを持ち合わせていないんですけども、申し訳ございません。

◎赤松委員

だからなんか違う場面でもうひとつ聞きたかったのが、IOページに地域福祉計画の策定体制ってあるんですけれども、この中央にあるのがこの策定委員会だと思うんですけれども、向かって右側にある地域福祉計画策定検討委員会っていうのが、委員の構成だとか、何を行っているのかっていうのかを伺いたいんですけども。

◆事務局(松山)

お答えいたします。

こちらの検討委員会につきましては、福祉計画に載せている各事業取り組みですね、に関連 する各所属ですね、課の課長の皆さんも構成員として検討委員会を開いております。

◎赤松委員

はい、ありがとうございます。

ちょっとそれは何か、これを見る上でいろいろ考えることがあって、この地域福祉計画の委員 に、2年ぐらい前に初めてなって、なったときから思ってたんですけれども、この地域福祉計画の 活用にすごい課題があるんじゃないかなっていうふうに常々思ってまして、地域福祉を推進する ための基本的な考え方を定めたものっていうふうになってると思うんですけれども、定めただけ で活用はどれくらいされてるのかなって、多分以前も質問させてもらったことがあって、結局市 民が目にするものなのかとか、行政が目にするものなのか、団体が目にするものなのか、多分 それって全部本来であれば目にしてもらって、考えてもらって、行政であれば企画して、団体で あればこれを指針にして、というふうなると思うんですけれども、それがすごいなってないんじゃ ないかなっていうふうに考えてて、それで、例えばなんですけれども、この上位計画の各個別計 画も、上位計画にこの地域福祉計画があるっていう大前提があると思うんですけれども、健康 増進計画とか子ども子育て計画とか高齢者福祉計画とかそれらの個別計画を見てみると、計 画の策定にあたってっていうページが前半にあるんですけれども、そもそもこの地域福祉計画 を上位計画として捉えていない個別計画が、たくさん、たくさんというかほとんどなんですよね。 なので、質問としては、まずこの地域福祉計画の活用に課題があるっていう認識を持ちたいな と思ってて、結局これ今定めても、5年間何も活用されずに、また中間評価、5年後の計画って進 んでいくんじゃないかなってすごい思ってて、行政ってそういうのいっぱいあると思うんですけれ ども、だからこそ、この市民の、一市民の声なんですけれども、そこの課題を共通認識として持ち たいなっていうのがひとつと、あとはなんていうんすかね、この素案を見ていると、やっぱりどれだ けその関係部署の意見が反映されてるのかなってすごい疑問に思うことが多くて、これを作ら れているのが、委託先のぎょうせいさんかなって、今の流れを見て思うくらいで、やっぱり活用し ないからこそ、そういう結果になると思うんですよね。

なので、やっぱりその辺も含めて価値あるものにしたいと思うんですけど、逆に委員の皆さん はどう思いますかね。

委員長含め。

◎宮本委員長

私が多分喋っちゃっうと終わっちゃうと思うんで。

他の委員の皆さんご意見いかがですか。

私はすごく賛成です。策定のプロセス含めて、活用されることをきちんと想定した策定のプロ

セスが必要だと思っています。この策定委員検討委員会と、我々の策定委員会との関係性も含めてですね。

他の委員の皆さんは

◎赤松委員

すみません、最後ひとつ違う意見いいですか。すいませんこれで最後にします。

成年後見の所の文言について気になるところがあって、7ページ、7ページに③成年後見制度 利用促進計画っていうのがあって、後ろのページにも、後ろのページの方には具体的な計画っ てところがあるんですけど、7ページのところで、成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障 がい等によって日常生活で必要な判断能力が不十分となった人を支えるための制度ですって あるんですけど、これ誤りですよね。

私、行政書士でやってまして、成年後見等についても相談を受けたりするんですけれども、日常生活で必要な判断能力の不十分となった人を支えるための制度ではないと思いますので、この文言をちょっと見ていたんですけど、使ってるところがなくて、逆に言えば、成年被後見人になったとしても、日用品の購入とか、日常生活で契約した買い物とかの行為ってのが取り消しができないので、本当に誤った内容になってると思うので、もう一度検討していただきたいなと思います。

◎宮本委員長

どういう表記がいいかっていうアイディアはありますか。

◎赤松委員

アイディアはあります。

例えば、成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいによって、判断能力が不十分であるっていうのは間違いないんですけども、判断能力が不十分であるために、契約などの法律行為の意思決定が困難な方について、家裁申し立て手続きによって成年後見人等を選任して、その方に代わって意思表示を行い、生命、身体、自由、財産などの権利を擁護するための制度っていうのが一般的かなと思います。なんかごちゃまぜになっちゃってる。

◎宮本委員長

財産管理、身上監護ですよね。ほんとであればね。 このあたりの表記については事務局の方ではいかがですか。

◆事務局(松山)

ご指摘ありがとうございます。ここはもう一度見直しいたします。

◎宮本委員長

ありがとうございます。

その他ご意見ご質問等いかがでしょうか。なければ、今回出された委員の皆様のご意見等を 反映した素案ということで、修正していくということでよろしいですか。そのように修正していくと いうことで承認したいと思います。

では議題第1号は承認いたします。

それでは次、議題第2号パブリックコメントの実施についてです。事務局の方から説明をお願いいたします。

◎事務局(武市)

議題第2号について、ご説明いたします。

会議資料の2ページをお開きください。

パブリックコメントは、市のホームページや広報むつを通じて、市民の皆様から広く意見を募集するとともに、市政へ参画する機会を増やすことを目的とした制度です。日程は、令和5年12月27日(水)から令和6年1月19日(金)までとし、いただいたご意見は、関係各課と調整を図り回答し、回答内容は公表することとなっております。

パブリックコメントに諮る内容ですが、本日いただいた委員の皆様からのご意見を反映し、「むつ市第2期地域福祉計画(案)」として、諮ることとしております。

委員の皆様には、第3回策定委員会の前に、パブリックコメントでいただいた意見と回答を整理した資料、及び調整後の計画案を送付する予定です。

事務局からは以上です。

◎宮本委員長

ただいまの事務局の説明を受けて、何かご質問ご意見等はありますか。

よろしいですか。では、なければ承認したいと思います。

では、議題第2号は承認することといたします。

それでは次に、議題第3号 今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

◆事務局(武市)

議題第3号について、ご説明いたします。

会議資料の3ページをお開きください。

今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

先ほどご説明したとおり、12月27日から1月19日まで、パブリックコメントを実施します。

2月下旬に第3回策定委員会を開催する予定ですが、ここではパブリックコメントでいただいたご意見等を反映させた最終的な計画案をご審議いただくことになります。

事務局からは以上です。

◎宮本委員長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かご質問ご意見等はありますか。よろしいですか。 なければ、承認したいと思います。議題第3号は承認することにいたします。

以上で本日の議事すべて終了となるんですが、最後にちょっとだけ確認をお願いしたいことがあります。この会議資料は公開されていくことになると思うんですけども、前回の第1期の時の策定委員会の市のホームページをみると、会議資料として出されている議題というんでしょうか、議題が示されているものが公開されていて、その他の添付資料であるとか、議事録であるとかは載ってないように見えるんですよね。で、この委員会は公開のものだと思うので、この我々の議論ですとか、今回委員から出された意見ですとか、そういったものも公表していく方がいいのではないと思うんですが今回のこの策定委員会の資料の公表について事務局の方から教えていただけますか。どのようにしていくのかというのを。

◆事務局(武市)

議事録についても公開したいと思います。

◎宮本委員長

ぜひ協議の中身がわかるように、公表していただいた方がいいのかなというふうに思います ので、そのように是非お願いいたします。

それでは、本日の議事すべて終了いたしました。

皆さま、進行ついてご協力いただきましてありがとうございました。議長これで終了したいと思います。

4. その他

5. 閉 会